

消防予第 226 号
平成 5 年 7 月 30 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

火災予防条例準則の運用について(通知)

火災予防条例準則(以下「準則」という。)第 3 条の 4 における厨房設備に附属する排気ダクトの位置及び構造に係る規定の運用については、「改正火災予防条例準則の運用について」(平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号消防庁予防課長通知)において示したところであるが、この通知中第 1.5(1)オの「火災予防上十分な安全を確保できる措置」の内容については、下記のとおりとし、これに適合する場合には、準則第 17 条の 3 の規定により、準則第 3 条の 4 第 1 項第 2 号ホによるものと同様以上の効力があるものとして特例を適用することとしたので、貴管下市町村に対してこの旨示達し、その運用等に適正を期するようよろしくご指導願いたい。

記

第 1 趣旨

厨房設備に附属する排気ダクト(以下「厨房ダクト」という。)に半密閉式給湯湯沸設備、半密閉式ボイラー及び半密閉式簡易湯沸設備(第 2.1 に示す設備をいい、以下「半密閉式給湯湯沸設備等」という。)の煙突を接続すれば、厨房ダクトからこれらの機器内に油脂等が滴下することによりダクト火災になる場合があるので、準則第 3 条の 4 第 1 項第 2 号ホにおいて、厨房ダクトは他の用途のダクト等と接続しないよう規定しているところである。しかし、既存の建築物等で煙突を設けることが困難であることを理由に、厨房ダクトに半密閉式給湯湯沸設備等の煙突が接続されていることがあり、このような半密閉式給湯湯沸設備等を煙突により屋外に直接排出できない建築物において、煙突を厨房ダクトに接続する場合の「火災予防上十分な安全を確保できる措置」を次のとおり示すものであること。

第 2 半密閉式給湯湯沸設備等の煙突の厨房ダクトへの接続方法

半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を厨房ダクトに接続する場合には、次によること。

1 対象機器

対象となる機器は、準則別表第 3 及び第 4 に掲げる機器のうち以下のものであること。

(1) 気体燃料を使用する半密閉式給湯湯沸設備(入力 10,000 キロカロリー毎時又は、0.85 キログラム毎時を超え、60,000 キロカロリー毎時又は 5 キログラム毎時以下)

(2) 気体燃料を使用する半密閉式ボイラー(入力 36,000 キロカロリー毎時又は、3 キログラム毎時以下)

(3) 気体燃料を使用する半密閉式簡易湯沸設備(入力 10,000 キロカロリー毎時又は、0.85 キログラム毎時以下)

2 半密閉式給湯湯沸設備等は、以下に定める構造の排気フードを介して接続すること。

(1) 厨房ダクトからの油脂等が滴下した場合、前 1 にいう機器の内部に入らない構造であること。

(2) 半密閉式給湯湯沸設備等の近傍にある開放式ガス機器の調理から発生する油脂等が、排気フードに入った場合に、半密閉式給湯湯沸設備等の機器内部に滴下しない構造であること。

(3) 半密閉式給湯湯沸設備等からの排気温度を火災予防上安全な温度に下げること。

(4) 半密閉式給湯湯沸設備等の排気を十分に捕集し、排気が逆流しない構造であること。

(5) 排気フードを構成する材質は、亜鉛めっき鋼板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料とすること。

(6) 排気フードを構成する板厚は次表によること。

排気フードの長辺(単位:mm)	板厚(単位:mm)	
	亜鉛めっき鋼板	ステンレス鋼板
450 以下	0.6 以上	0.5 以上
450 を超え 1,200 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,200 を超え 1,800 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,800 を超えるもの	1.2 以上	1.0 以上

(7) 排気フード内部の点検及び清掃が容易にできる構造であること。

(8) 厨房ダクトの排気ファンに異常が生じる等排気が適切に排出されない場合に、当該排気フードに接続されている半密閉式給湯湯沸設備等の燃焼を自動的に停止できること。

(9) その他必要な事項を「取扱説明書」又は「工事説明書」に記載すること。

3 半密閉給湯湯沸設備等用の排気フードの設置は、以下によること。

(1) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備と同一室内に半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードを設けて半密閉式給湯湯沸設備等を設ける場合は、油脂等が当該排気フードに流入しないような措置を講じること。(別図 1 参照)

(2) 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードを油脂の発生するおそれのある厨房設備に附属する厨房ダクトに接続する場合は、半密閉式給湯湯沸設備等本体に油脂等が滴下しないよう有効な措置を施すこと。(別図 2 参照)

(3) 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃物品から、半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードは 10 センチメートル以上の距離を保つこと。

(4) 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードを厨房ダクトに接続するときは準則第 3 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に準じること。

4 その他

半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フード及び当該フードに接続されるダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障がないよう適正に維持管理すること。

第 3 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードの表示について

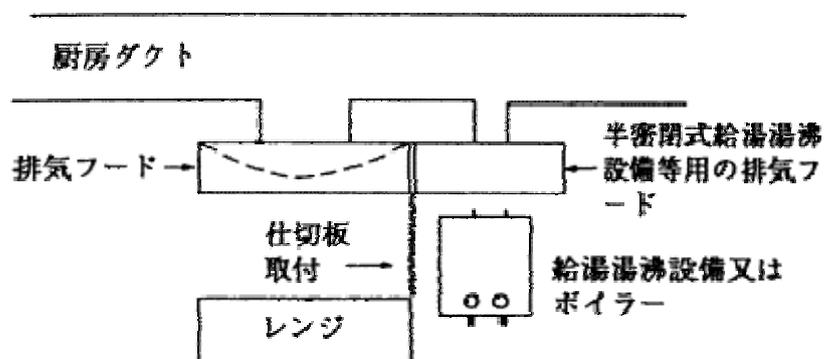
財団法人日本ガス機器検査協会において、「排気フード検査基準」(別添)に基づく検査に合格した半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードには、別図 3 の合格ラベルが貼付されるので、ラベルが貼付された排気フードは第 2.2 の基準に適合したものと取り扱って差し支えないこと。

なお、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 20 条の 4 第 2 項第 5 号の規定に適合する必要があることに留意すること。

第 4 既存設備に対する指導について

「火災予防条例準則の一部改正について」(平成 3 年 9 月 30 日付け消防予第 198 号消防庁次長通知)及び「改正火災予防条例準則の運用について」(平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号消防庁予防課長通知)で改正の経過措置に関する事項を示したとおり、条例の施行の際、既に設置されている厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋において準則第 3 条の 4 第 1 項第 2 号ホの規定に適合しないものは、なお従前の例によることとされているところであるが、既存対象物で半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を直接屋外に排気せず厨房ダクトに接続している場合においても、関係者の理解を得て直接屋外に排気するか、又は前第 2 による措置を講じるよう指導すること。

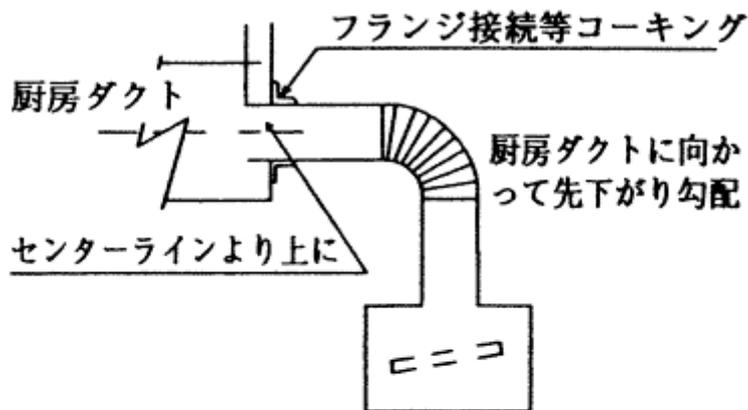
別図1 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードへの油脂等の有効流入防止措置例



仕切板の幅は、半密閉式給湯湯沸設備等の本体の幅以上とする。

別図2 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードに接続するダクトの厨房ダクトへの接続例

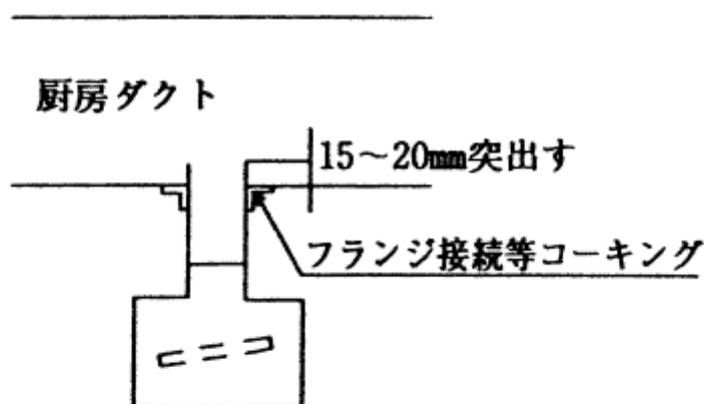
1 側面接続の場合



半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フード

- (1) 接続位置は、ダクト側面の中心より高くできるだけ上面に近い位置とする。
- (2) 接続はフランジ等を用い堅固に隙間のないように行うこと。

2 底面接続の場合



半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フード

- (1) 厨房ダクトへの半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードに附属するダクトの接続部の突出は15~20mm程度とする。
- (2) 接続はフランジ等を用いて堅固に取り付けること。
- (3) 接続は隙間のないようにパッキン又はコーキング材等にてシールすること。
- (4) 底面が枝ダクトの重量にて「たるみ」ができないよう十分注意すること。

別図 3 合格ラベル〔(財)日本ガス機器検査協会〕

